

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

### ◇ 告 示

国土調査の成果の認証  
 土地改良法による換地計画の決定  
 保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき面積  
 の限度

保安林の指定

保安林の指定の解除

基本測量の終了

土地収用法による事業の認定

一般国道の区域の変更

県道の区域の変更

一般国道の供用の開始

県道の供用の開始

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

### ◇ 教委規則

鳥取県教科指導委員会設置規程の一部を改正する規則  
 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行  
 規則

### ◇ 公安規則

### ◇ 正 誤

昭和六十年一月鳥取県告示第四十二号中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第八十二号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十年二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行 つた者の 名称	調査を行 つた時期	成 果 の 名 称	調査を行つた 地域	認証年月日
佐治村	昭和五十七年 十度及び昭和五 十八年度	佐治村（大字加茂の一部） の地籍図及び地籍簿	佐治村大字加茂 の一部	昭和六十 年 一 月 二 十 六 日

### 鳥取県告示第八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る加勢蛇川第二地区第五工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年二月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第八十四号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、昭和六十年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和六十年二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

保安林の種類	同一の単位とされる保安林の所在場所	皆伐面積の限度 (ヘクタール)	単位区域名
市郡名	町村名	大字名	字名
水源かん養保安林	八頭郡 河原町・郡家村		
保健保安林	八頭郡 若桜町		
土砂流出防備保安林	八頭郡 智頭町		
土砂流出防備保安林	八頭郡 船岡町		
土砂流出防備保安林	八頭郡 用瀬町		
土砂流出防備保安林	八頭郡 八東町		
土砂流出防備保安林	八頭郡 佐治村		
土砂流出防備保安林	八頭郡 船岡町	大字殿	字喜才谷山
土砂流出防備保安林	八頭郡 船岡町	大字水口	字明見谷東
土砂流出防備保安林	八頭郡 船岡町	大字池ノ内下	字池ノ内下
土砂流出防備保安林	八頭郡 船岡町	大字赤波	
水源かん養保安林	鳥取市 河原町・郡家		
土砂流出防備保安林	八頭郡 河原町		
土砂流出防備保安林	八頭郡 郡家町		
土砂流出防備保安林	八頭郡 岩美町		
土砂流出防備保安林	八頭郡 国府町		
土砂流出防備保安林	八頭郡 福部村		
土砂流出防備保安林	鳥取市		



一 保安林の所在場所

気高郡気高町大字奥澤見字大崎九六二から九六五まで、九六五の一、九六八、九六九、九七二

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び気高町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第八十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和六十年二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

八頭郡河原町大字北村字小屋ヨリ門口迄九三四の一五二(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

公共施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第八十七号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十年二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 基本測量(五万分の一地形図定期修正)

二 作業地域

米子市、倉吉市、境港市、東伯郡大栄町、東伯町、赤碓町及び関金町、西伯郡西伯町、会見町、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町及び中山町並びに日野郡江府町及び溝口町

三 終了年月日 昭和五十九年十二月二十日

鳥取県告示第八十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき  
事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり  
告示する。

昭和六十年二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

中山町

二 事業の種類

中山町役場駐車場増設事業

三 起業地

1 収用の部分 西伯郡中山町下甲字円明田地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

中山町役場

鳥取県告示第八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、

一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。  
その関係図面は、昭和六十年二月一日から二週間鳥取県土木部道路課に  
おいて一般の縦覧に供する。

昭和六十年二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	変 更	
		前 後	別 長
一八一号	米子市昭和町六五―七地先から 同市糀町二丁目一九三地先まで	変更前	二二・八〇 三七・〇〇
		変更後	二三・〇〇 四一・〇〇
			（メートル） （メートル）

鳥取県告示第九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、  
県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和六十年二月一日から二週間鳥取県土木部道路課に  
おいて一般の縦覧に供する。

昭和六十年二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	変更前後別		敷地の幅員 (メートル)	(延長) (メートル)
	変更前	変更後		
松河原名和線	西伯郡名和町大字富長字河向七三三―二地先から同大字字上ノ垣七三―九地先まで	西伯郡名和町大字富長字河向七三三―二地先から同大字字吹上ケ一五六―一―地先まで	四・八 二四・〇	一、一八七 〇
			一・一〇 一九・〇	三二八・〇

鳥取県告示第九十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。  
その関係図面は、昭和六十年二月一日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十年二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
一八一号	米子市昭和町二九―二地先から同町六一―二地先まで 米子市昭和町四―一―地先から同市桃町一―丁目二〇四―四―地先まで	昭和六十年二月一日

鳥取県告示第九十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。  
その関係図面は、昭和六十年二月一日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十年二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
松河原名和線	西伯郡名和町大字富長字河向七三三―二―地先から同大字字吹上ケ一五六―一―地先まで	昭和六十年二月一日

鳥取県告示第九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、倉吉市から倉吉都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和六十年二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 教育委員会規則

鳥取県教科指導委員会設置規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年二月一日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

#### 鳥取県教育委員会規則第一号

鳥取県教科指導委員会設置規程の一部を改正する規則

鳥取県教科指導委員会設置規程（昭和二十六年四月鳥取県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「小学校」を「小学校」に、「その」を「、その」に、「八十名以内」を「五十五名以内、」に、「百二十名」を「六十五名」に改める。

附 則

この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

### 公安委員会規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則をここに公

布する。

昭和六十年二月一日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

#### 鳥取県公安委員会規則第一号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則

（趣旨）

第一条 この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年十二月鳥取県条例第三十号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（風俗営業の営業時間の特例を認める日）

第二条 条例第四条第二号の公安委員会が定める日は、次の表の上欄に掲げる地域に限り、それぞれ同表の下欄に定める祭礼の日（初日を除き、最終日の翌日を含む。）とする。

鳥取市の区域	一一 聖神社春の祭礼 しゅんしゃんしゃん祭り
米子市の区域	米子がいなまつり
倉吉市の区域	倉吉打吹まつり
境港市の区域	みなと祭り

（ぱちんこ屋等が賞品として提供してはならない物品）

第三条 条例第六条第二項第一号の公安委員会が定める物品は、次に掲げ

るとおりとする。

一 短期間で腐敗し、又は変質するおそれのある物品

二 包装されていない菓子類

三 刃物類その他の生命又は身体に危害を及ぼすおそれのある物品

四 酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類

五 薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第一項に規定する医薬品

六 善良の風俗を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれのある図書、写真その他の物品

（周辺における風俗関連営業が禁止される施設）

第四条 条例第八条第四号の公安委員会が指定する施設は、別表に掲げるとおりとする。

附 則

1 この規則は、昭和六十年二月十三日から施行する。

2 風俗営業等取締法施行条例施行規則（昭和四十一年一月鳥取県公安委員会規則第一号）は、廃止する。

3 鳥取県警察の組織に関する規則（昭和三十七年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第九条第三号を次のように改める。

三 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）の施行に関すること（少年課の所掌に属するものを除く。）

第九条の二中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 少年指導委員に関すること。  
別表（第四条関係）

名 称	所 在 地
鳥鳥県立社会教育センター	鳥取市
鳥取市福祉文化会館	
鳥取市文化ホール	
鳥取市民会館	
鳥取県営鳥取武道館	
鳥取県営屋内プール	
鳥取産業体育館	
東富安公園のテニスコート	
日ノ丸産業テニスコート	
米子市総合研修センター	
米子市公会堂	米子市
鳥取県立西部健康増進センター	
鳥取県営米子武道館	



鳥取県営皆生温泉公園のプール及びテニスコート	
米子市宮湊山球場	
明道公民館プール	
倉吉市勤労青少年ホーム	倉吉市
気高町民体育館	
気高町農業者トレーニングセンター	
気高町民中央テニスコート	気高郡気高町
気高町営プール	
三朝町地域民芸品等保存伝習施設	
三朝町総合スポーツセンター	東伯郡三朝町
三朝町営温水プール	
関金町青少年旅行村	
関金町運動公園	東伯郡関金町
関金海洋センター	

正 誤

昭和六十年一月鳥取県告示第四十二号（都市計画の変更について）中次の箇所にて誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正  
 七 下 八 戸字釜ヶ町 下余戸字釜ヶ町